

第28号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 地方公共団体金融機構

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。